# 第1回・平井川流域連絡会 会議録

開催日時 平成12年7月13日(木)午後2時~4時

開催場所 東京都青梅合同庁舎3階 青梅都税事務所会議室

1.「平井川流域連絡会設置要綱」(案)について 第1について(抜粋)

## (設置)

第1 平井川を地域に活きた親しめる川とするためには、都民と行政が共通認識に基づき協同・連携して川づくりを進めていくことが必要である。そこで、流域の住民、河川に関心を持ち活動している団体、市町及び都が河川に係わる情報や意見の交換を行うことを目的として、平井川流域連絡会(以下「連絡会」という)を設置する。

市民委員:「地域に活きた親しめる川」という表現を「自然を活かした親しめる川」としたほうがよいのではないか。

:「地域と自然を活かした親しめる川」という表現はどうか。

:「平井川を、自然を活かした地域に息づく親しめる川」という表現はどうか。

行政委員:自然を含めた「人と川との関わり」という意味で原案通りでいいのではないか。

事 務 局:「平井川を、自然を活かした地域に息づく親しめる川」という表現にする。

#### 第2について(抜粋)

#### (所掌事項)

- 第2 連絡会は、次に掲げる事項について情報や意見の交換を行う。
  - (1)河川に係わる計画、整備、管理等について
  - (2)河川環境と歴史・文化について
  - (3)流域自治体の行政計画のうち河川に係わるものについて
  - (4)流域内における開発など、まちづくりと河川の係わりについて
  - (5)都民と行政の協同・連携等について
  - (6)連絡会での有意義な提案を、行政等の計画に反映させるよう努めることについて
  - (7)その他

市民委員:第2(2)について、「河川環境」という表現を「河川の生態系及び景観の現状把握と保全及び復元について」としたほうがよいのではないか。

:水質について明記してほしい。

行政委員:「河川環境(河川生態系・水質並びに景観等)」としたらどうか。

事 務 局: 「河川環境(河川生態系・水質並びに景観等)」とする。

市民委員:第2(3)(4)について、「安全な清流河川としての環境整備について」という項目を 追加してほしい。

行政委員:事務局で今後の連絡会の進め方や話し合い事項を提示すれば、追加する必要は ないのではないか。 事 務 局:所掌事項に基づいて今後議題等を提示していく予定である。

#### 第3について(抜粋)

#### (構成)

- 第3 連絡会は、別表に掲げる流域住民、河川に関心を持ち活動している団体の代表者及び 関係行政機関の職にあるもの(以下「委員」という)で構成する。
  - 2 流域住民の委員は、公募によって選出する。
  - 3 河川に関心を持ち活動している団体については、都が参加を要請し、代表者1名を委員 とする。
  - 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 5 座長が特に必要と認めるときは、随時委員を置くことができる。

市民委員:委員の構成に地元の開発企業者等を含めるべきではないか。

:「新規団体の要望があれば、随時参加を認める」という表現を追加することになっていたはずだが。

行政委員: 当面は市民委員と行政委員で発足し、議題により参加を求めたらどうか。

事 務 局:開発等の議題のときに意見を求めていく。

また要綱には明記しないが、新規団体の要望があれば随時参加を認めていく。

## 第4について(抜粋)

## (座長の職務及び代理)

- 第4 連絡会は、委員の互選により、座長及び副座長を置く。
  - 2 座長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故のあるときは副座長がその職務を代理する。

市民委員:座長の権限を明示してほしい。

:「互選」とはどういうことか。

事 務 局:座長には特に権限はなく、会の円滑な運営をはかるものである。

互選とは委員の中で推薦して決めることである。

#### 第5について(抜粋)

## (連絡会の開催)

- 第5 連絡会は、原則として年2回開催し、座長が招集する。
  - 2 座長は、必要があると認めたときは、臨時に連絡会を開催することができる。

市民委員:第5の2「必要があると認めたとき」に「又は委員の要望があったとき」という表現 を追加してほしい。

:「必要があると認めたとき」の基準を具体的に明文化してほしい。

:「委員の 名以上の連記により」等の表現を入れてほしい。

行政委員:毎回全員が召集されなくてもエリア・項目毎に分科会等を実施すればいいのでは

ないか。

事 務 局:早急性の求められる決定事項や連絡事項があるときは座長の判断で開催していき、必要に応じて分科会等の活動を実施していく。

「必要があるとき」の基準の明文化については、案を作成し提示する。

### 第7について(抜粋)

#### (要綱の改正)

第7 座長は、要綱を改正する必要があると認めた時は、連絡会に図りこれを改正することができる。

市民委員:「要綱を改正する必要があるとき」の基準を明確にしてほしい。(たとえば開催 回数の改正等)

行政委員:他の流域連絡会の例にならい、原則年2回でいいのではないか。

事 務 局:当面はこの設置要綱でスタートし、問題が生じた場合はその都度対応していく。

2.「運営要領」(案)について

#### (抜粋)

#### 「会議録」

- 2.連絡会の会議録は、原則として公開とする。
- 3.会議録は、発言委員の了解のもとに、以下の要領で作成する。
  - (1)発言内容は要旨とする。
  - (2)発言者は匿名とし、市民委員、行政委員、事務局に区分して記録する。
- 4.会議録は、「川の何でも相談コーナー」(都庁第二本庁舎22階)、西多摩建設事務所及び関係市・町の関係課に置き、広く市民に閲覧できるようにする。
- 5.座長は、委員の発言のうち、特定個人の利害に係わる等不適切な内容については、発言者 と協議のうえ会議録に記載しないことができる。

市民委員:分科会の会議録を残すか。

行政委員:各分科会の会議録を残すのではなく、連絡会にて内容を報告し、会議録に残して いけばいいのではないか。

事 務 局:連絡会にて分科会の内容を報告していただき、その報告を会議録に残していく。 市民委員:会議録を早急に作成してほしい。

事 務 局:1週間程度で事務局にて作成し、各委員に送付、了承を得てから公表することとする。

## 3.座長・副座長の選出

座長 鹿又和夫委員、副座長 船田雅男委員に決定。

- 4.座長、副座長の挨拶
- 5. 平井川の概要について

事務局より平井川の概要説明。 座長より補足説明。

## 【質 疑 応 答】

[平井川流域について]

市民委員:平井川の範囲と管理者を教えていただきたい。

座 長:多摩川合流点から松尾橋までが一級河川で管理者は東京都であり、松尾橋上流は 普通河川となり管理者は日の出町である。

市民委員:平井川流域連絡会では平井川支流も取り扱うのか。

座 長:基本的には支流も含めて「平井川流域」と考えていく。

## [河川整備について]

市民委員:これまでは下流から工事していたということだが、今後は河川の状況をみながら 部分的に工事していくのか。

座 長: そうである。

行政委員:日の出橋上流も同様か。

座 長:日の出橋上流については、用地買収を伴わない防災工事であれば実施可能である。

#### [開発について]

市民委員:かつて田圃だった場所が現在宅地化されており、増水の原因となっているので、 そのようなことを重点課題として話し合うのはどうか。

座 長:川からみた町づくりという視点で議論していくことも重要である。

## 6.団体の活動状況について

各団体より活動状況を報告。(欠席団体は事務局が代読)

## 7.次回の予定について

事 務 局:時期は10月中旬から下旬を予定している。

平井川を実際に歩き、近くの会場にて感想や意見を伺いたい。 開催日について、平日もしくは土日のどちらがよいか、話し合いたい。 座 長: 土日でよければ事務局で日程を決定し、遅くとも2ヶ月前には連絡する。 また議題等があれば事務局まで送付願いたい。

## 8. その他

市民委員:連絡会の開催会場(あきる野市・日の出町の公民館等)と時間帯(平日であれば夜間、もしくは土日)を検討してほしい

座 長:次回以降、会場と時間帯について配慮する。

座 長:7月20日(木)午前10時より高瀬会館にて平井川生物調査を実施する。

市民委員:ほかの委員の方々の平井川への思い等を聞かせていただきたい。

座 長:次回聞かせていただくこととする。